

随意契約による契約締結に係る公表（契約締結前）

令和7年10月24日 公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を締結するので、美唄市財務規則（昭和41年規則第4号）第129条第2項の規定に基づき次のとおり契約締結前の公表を行います。

発注担当課	総務課
-------	-----

契約の名称及び数量	庁舎敷地内除雪業務一式
契約を締結する時期	令和7年10月31日
契約の相手方の選定方法及び選定基準	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する1者を契約の相手方として選定する 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設に該当すること